○厚生労働省告示第五百二十四号

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八条第一項の規定に基づき、医療費適正化に関する施策についての基本的な方針の全部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十四年九月二十八日　厚生労働大臣　小宮山洋子

医療費適正化に関する施策についての基本的な方針

目次

はじめに
第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項
一　全般的な事項
1　医療費適正化計画の基本理念
⑴　住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること
⑵　超高齢社会の到来に対応するものであること
⑶　目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること
2　第二期医療費適正化計画における目標
⑴　住民の健康の保持の推進に関する目標
⑵　医療の効率的な提供の推進に関する目標
3　都道府県医療費適正化計画の作成のための体制の整備
⑴　関係者の意見を反映させる場の設置
⑵　市町村との連携
4　他の計画との関係
⑴　健康増進計画との調和
⑵　医療計画との調和
⑶　介護保険事業支援計画との調和
5　東日本大震災の被災地への配慮
二　計画の内容に関する基本的事項
1　住民の健康の保持の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項
⑴　特定健康診査の実施率に関する数値目標
⑵　特定保健指導の実施率に関する数値目標
⑶　メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率に関する数値目標
⑷　たばこ対策に関する目標
2　医療の効率的な提供の推進に関し、都道府県において達成すべき目標に関する事項
⑴　医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮に関する目標
⑵　後発医薬品の使用促進に関する目標
3　目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
⑴　住民の健康の保持の推進
⑵　医療の効率的な提供の推進
4　目標を達成するための保険者、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
5　都道府県における医療に要する費用の調査及び分析に関する事項
6　計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項
7　計画の達成状況の評価に関する事項
8　その他医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項
三　その他
1　計画の期間
2　計画の進行管理
3　計画の公表
第２　都道府県医療費適正化計画の達成状況の評価に関する基本的な事項
一　評価の種類
1　進捗状況の評価
2　実績の評価
二　評価結果の活用
1　計画期間中の見直し
2　次期計画への反映
3　都道府県別の診療報酬の設定に係る協議への対応
第３　医療に要する費用の調査及び分析に関する基本的な事項
一　医療に要する費用の調査及び分析を行うに当たっての視点
二　医療に要する費用の調査及び分析に必要なデータの把握
第４　この方針の見直し

はじめに

我が国は、国民皆保険の下、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかしながら、急速な少子高齢化、経済の低成長、国民生活や意識の変化等医療を取り巻く様々な環境が変化してきており、国民皆保険を堅持し続けていくためには、国民の生活の質の維持及び向上を確保しつつ、今後医療に要する費用（以下「医療費」という。）が過度に増大しないようにしていくとともに、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を図っていく必要がある。

このための仕組みとして、平成18年の医療制度改革において、医療費の適正化（以下「医療費適正化」という。）を推進するための計画（以下「医療費適正化計画」という。）に関する制度が創設された。医療費適正化計画においては、国民の健康の保持の推進及び医療の効率的な提供の推進に関する目標を定めることとされており、具体的な政策として展開することができ、かつ、実効性が期待される取組を目標の対象として設定することが重要である。

また、これらの目標の達成を通じて、結果として医療費の伸びの抑制が図られることを目指すものであることを踏まえ、厚生労働省及び各都道府県において、目標の達成状況を評価し、及び計画期間中の医療費の動向を把握することが必要である。

この方針は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第８条第１項の規定に基づき、都道府県が医療費適正化計画を作成するに当たって即すべき事項を定めるとともに、医療費適正化計画の評価並びに医療費の調査及び分析に関する基本的な事項等を定めることにより、医療費適正化が総合的かつ計画的に推進されるようにすることを目的とするものである。

なお、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）により、平成23年８月30日から法第９条が改正され、従来、都道府県医療費適正化計画（同条第１項に規定する都道府県医療費適正化計画をいう。以下同じ。）において、記載すべきとされていた事項については、計画期間における医療に要する費用の見通しに関する事項を除き、例示化された。このため、第二期医療費適正化計画策定に当たっては、都道府県の実情を踏まえ、各都道府県において医療費適正化を推進するために必要と考える事項を主体的に記載することが求められる。

第１　都道府県医療費適正化計画の作成に当たって指針となるべき基本的な事項

一　全般的な事項

1　医療費適正化計画の基本理念

⑴　住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること

医療費適正化のための具体的な取組は、第一義的には、今後の住民の健康と医療の在り方を展望し、住民の生活の質を確保・向上する形で、良質かつ適切な医療の効率的な提供を目指すものでなければならない。